

わたしたちのまち鎌倉のことに関心をもち、自分たちでよりよく していこうという想いを共有して行動するための指針（素案）

1 指針の目的

この指針は、条例の基本理念に基づき、わたしたち一人ひとりが鎌倉のまちを創っていく主人公として輝いて活動するための環境整備や支援の方針を定めるためのものです。

2 自分たちのまちのための活動（市民活動）推進について

市民がまちを創る主役として、まちの課題を解決していくための基本的な考え方と、市民による活動をより活性化していくための方策は以下のとおりです。

（1）基本的な考え方

- ア 自分たちでできることは自分たちでやってみよう
- イ 市民活動団体の自立を助け、目標達成ができるようにしよう
- ウ 共歩（※）により活動の輪を広げよう
※（仮称）市民活動推進条例検討会で作った造語で、立場等の違いを超えて様々な主体が協力し合い、支え合って共に歩む姿勢を表しています。

（2）活動推進のための6つの方策

- ア 会議室等や活動発表の場、交流する場の提供
- イ 参画・協働・課題解決のための情報提供
- ウ 学習・研修の機会の提供
- エ 活動支援のコーディネート
- オ 活動資金・資源の調達
- カ 市民活動団体の評価と情報公開

3 協働推進について

協働はまちづくりにおける目的ではなく手段の一つですが、これからのまちづくりに欠かせないものです。市の協働についての基本的な考え方や協働を進めていくために必要な方策は以下のとおりです。

（1）基本的な考え方

- ア 協働を基本としたまちづくりに取り組みます
- イ 信頼関係の構築と役割分担により責任ある協働を目指します
- ウ 協働の拡大と充実のため、協働の評価と見直しによる循環を行います

（2）協働推進のための6つの方策

- ア 市の事業についてあらゆる協働の可能性を探ること
- イ 市の協働に取り組む体制と市職員の意識改革
- ウ 市民の参加、参画意識の醸成
- エ 協働相手としての市民活動団体の育成
- オ 前例や従来 of 枠組みにとらわれない柔軟性の確保
- カ 協働のためのコーディネートの実施

4 役割

鎌倉のまちづくりにおける、市民等、市民活動団体、中間支援組織に期待される役割及び市、市職員の役割を定めます。

5 指針に基づく施策案

市では次に掲げる施策を自分たちのまちのための活動の推進及び協働の推進のために検討、実施していきます。市が直接実施するほか、中間支援組織などを通して実施する場合があります。

- (1) 活動の場の提供に関する事
- (2) 財政的支援に関する事
- (3) 情報公開・提供に関する事
- (4) 協働に関する事
- (5) 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関する事
- (6) 市の施策の立案、実施及び評価の過程への参入機会の提供に関する事
- (7) 市民活動センターに関する事
- (8) 鎌倉のまちのために関わる人が共に考えていく場（指針の見直し、施策の進行管理）に関する事

6 進行管理の仕組み

条例第6条に定める附属機関として「(仮称)市民活動・協働推進委員会」を設置し、施策を着実に実行していくための進行管理や施策の検討、見直しを行っていきます。鎌倉に住み、働き、学ぶ人々その他鎌倉のまちのために関わる様々な立場の者が共に話し合い、市長への意見を述べる事ができるものとします。

市民活動や地域活動についてのヒアリングや調査、既存の会議等を通じて、市民活動や協働の推進に関する市民の意見、課題を拾い上げ、(仮称)市民活動・協働推進委員会での検討に活かします。